

平成29年8月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第235号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

○ 現場の皆さんへ

1. 生産性向上の取組を支援します～経営力向上計画認定について～
2. 収入保険制度一問一答リレー
3. 園芸施設共済に加入しましょう！！～台風被害への備え～

○ 事業活用のポイント

平成29年度農業労働力最適活用支援総合対策事業の追加公募（第3次）について

○ 担い手のための耳より情報

1. 平成29年度「実用新技術成果選集」が掲載されました！
2. 農業農村整備に関する新技術を専門の研究者が紹介する「実用新技術講習会及び技術相談会」を開催します！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 生産性向上の取組を支援します～経営力向上計画認定について～】

農林水産省では、昨年7月から始まった中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を行っています。

7月は新たに337件の認定を行い、これまでに計2,426件の事業者の方が認定を受けています。農業者（会社又は個人）の方も認定を受けることができます。

この計画認定を受けると、固定資産税の半減などの税制支援等が受けられます。簡潔な申請書になっていますので、ぜひご活用下さい！

※認定は各地方農政局で行っています。制度の詳細やお問い合わせ先はこちら

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html

【2. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに8月に掲載した、Q22～30をご紹介します！

<Q22>収入保険制度の補填金は、対象収入となるのですか。

A 収入保険制度の補填金については、税申告上、雑収入として計上されること、農産物の販売による収入ではないこと等から、対象収入に含めません。

なお、収入保険制度の補填金を対象収入に含めるとした場合、

- ① 国費が投入された補助金の一つであることに加え、
- ② 保険金をもらっても基準収入が下がらないことになるため、経営努力を怠るといったモラルハザードが生じるおそれがあること

等の問題があると考えています。

〈Q23〉作業受託料は、対象収入となるのですか。

A 作業受託料については、

- ① 税申告上、雑収入として計上されること
 - ② 生産者と作業受託者の双方が収入保険制度に加入した場合に、例えば、ほ場が被害を受けて作物の生産ができなくなり、作業受託料が支払われなかったときに、生産者のみならず、作業受託者にも保険金が二重に支払われる可能性があること
- 等から、対象収入に含めません。

〈Q24〉果樹を改植すると一定期間収入が減少しますが、補填の対象となるのですか。

A 基準収入については、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本としていますが、改植により、あらかじめ当年の収穫量が減少し、保険期間中に見込まれる農業収入金額が過去の平均収入（5中5）よりも低くなると見込まれる場合は、当該金額まで基準収入を下方修正することとしています。

〈Q25〉収入保険制度では、ナラシ対策と異なり、基準収入の9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を補填することとしていますが、どのような考えで補償の水準を設定したのですか。

A ナラシ対策では当年産収入が標準的収入を下回った場合にその9割が補填されるのに対し、収入保険制度では当年収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填します。

収入保険制度は、地域データを用いるナラシ対策とは異なり、農業者個々の収入に着目した仕組みであるので、

- ① 基準収入を少しでも下回った場合に補填することとすれば、毎年相当数の農業者に補填が行われることとなり、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるといった問題があることから、農業共済と同様、補償限度額を設けます。
- ② また、自然災害以外による収入減少も補償の対象とすることから、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかとなった際に、それ以降の経営努力を怠るといったモラルハザードを防止するため、支払率を設けます。

〈Q26〉収入保険制度の保険料率はいつ決定するのですか。

A 現在公表している収入保険制度の保険料率（国庫補助後の農業者負担1%）は、あくまでも現時点における試算値であり、今後、変更があり得ます。

実際に適用する保険料率については、更にデータ収集を継続して検討を行い、平成30年秋の加入申請時まで決定することとしています。

その後は、3年ごとに、収入保険制度の加入者の過去一定年間の被害率の状況を踏まえて、改定することとしています。

＜Q27＞保険金及び特約補填金は、保険期間の翌年の支払となると税負担が過大になるおそれがあるので、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるようにすべきではないですか。

A 収入保険制度と同様に、翌年に共済金を支払う仕組みとなっている現行の果樹共済については、共済金を、災害を受けた果実の収穫年の総収入金額に算入することとされています。

このため、収入保険制度についても、保険金及び特約補填金は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。

＜Q28＞保険料、積立金の税務上の取扱いはどうなりますか。

A 収入保険制度の保険料及び積立金については、既存の農業共済やナラシ対策と同様に、

① 保険料については、必要経費又は損金に算入

② 積立金については、預け金
となります。

＜Q29＞収入保険制度における補填金の支払時期はいつになるのですか。

A 収入保険制度は、農業者ごとの収入を税務関係書類により確認し、補填金を支払うことから、補填金の支払時期は、個人の場合は保険期間の翌年3～6月頃、法人の場合は事業年度終了後3～6ヶ月頃となる見込です。

一方、農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、収入保険制度の実施主体がつなぎ融資を行うこととしています。

＜Q30＞農業共済団体が新たに設立する全国連合会が実務を担当するとのことですか、職員の人件費など組織運営費はどのようにまかなわれるのですか。

A 収入保険制度の運営に要する事務費については、加入者の負担する事務費と国庫補助により対応することとしています。

※お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-7147

【3. 畑作物共済（茶）に加入しましょう！！ ～備えあれば憂いなし～】

畑作物共済は、自然災害等により収穫量が減少した場合に、共済金が支払われる公的な保険制度であり、茶の被害で最も心配される凍霜害により収穫量が減少した場合にも共済金が支払われます。また、掛金の55%は国が補助します。

お茶農家の皆様におかれては、ぜひ加入をご検討ください。なお、加入申込みの〆切りは10月末頃です。

詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合へお問い合わせください。

[農業共済のパフレット]http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/attach/pdf/index-17.pdf

※お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-2175

◆◆◆事業活用のポイント◆◆◆

【平成29年度農業労働力最適活用支援総合対策事業の追加公募（第3次）について】

安定的な労働力確保に向けた仕組み作りを支援する事業（「農業労働力最適活用支援総合対策事業」）の追加公募を開始いたしました。

【公募期間】8/23（水）～9/29（金）（17:00必着）

本事業には、以下2つの事業がございます。

○農業労働力最適活用支援事業（地区推進事業）

（産地単位で「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、サービス事業者による農作業の外部化など、労働力を確保・活用するための取組を支援）

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/170823_2.html

○援農隊マッチング支援事業（地区推進事業）

（地方公共団体、民間団体等が実施主体となって、農繁期等に援農者を確保・育成・組織化するための取組を支援）

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/170823_1.html

両事業は、労働力確保に向けた取組を産地で検討する体制づくり、労働力の募集とデータベース化、地域内外でのマッチング等の取組を支援するものです。

その他、必要に応じて取り組む研修（労働力の育成、求人側の雇用・労働安全衛生等に関する学習）の開催や、農業機械・ICT等のリース導入を支援いたします（リース導入支援は農業労働力最適活用支援事業のみ）。いずれも補助率は1/2以内です。

詳しくは公募HPをご覧ください、ご関心、ご不明な点等ございましたら、HP中にご覧いただけます「問い合わせ先一覧」に、お気軽に連絡ください。

（参考）農業労働力最適活用支援総合対策事業HP

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/ennotai.html>

◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

【1. 平成29年度「実用新技術成果選集」が掲載されました！（農研機構より）】

この「実用新技術成果選集」における技術成果は、農村工学研究部門で前年度の28年度までにまとめられた普及成果情報や主要普及成果から選別した最新版の技術成果です。

「実用新技術成果選集」は以下のURLからご覧いただけます！

（農研機構HP）

<http://www.naro.affrc.go.jp/org/nkk/jituyo/>

【2. 農業農村整備に関する新技術を専門の研究者が紹介する 「実用新技

術講習会及び技術相談会」を開催します！（農研機構より）】

農研機構農村工学研究部門では、研究成果の社会への普及促進を図ることを目的として、「実用新技術講習会及び技術相談会」を下記の通り、開催します。

今回は、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)で実施中の課題のうち「レジリエントな防災・減災機能の強化」に関する研究開発成果の報告を行うとともに、現場で活用できる新技術(15テーマ)について、ポスター等で判りやすく直接対面方式で説明します。

また、現場での技術的課題等について、専門の研究者が技術相談を受け付けます。

農業農村整備に携わる国や地方公共団体の行政機関、土地改良関係団体、民間企業(建設会社、設計コンサルタント等)の皆様に対して、有意義な時間となれば幸いです。

(日時) 平成29年11月1日(水) 13:30~17:00

(場所) 東京大学弥生講堂・一条ホール(東京都文京区弥生1-1-1 東京大学農学部内)

(申込締切) 平成29年10月6日(金)

申し込み方法などの詳細は、以下のURLをご参照ください。

(農研機構HP)

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/nire/076875.html

◆◆◆編集後記◆◆◆

9月1日は防災の日です。非常食、飲料水は最低でも3日分は備蓄しておく必要があるそうです。我が家は飲料水しかストックしていませんでしたが、この夏、非常用持ち出し袋を用意して、いざというときの防災グッズを用意しました。最近では普段のおかずにも大活躍な美味しい缶詰がたくさん売られていますね！皆さんも、防災の日、いざというときの備えを見直してみたいかがですか。農林水産省では、備蓄に取り組む際のポイントを解説した動画を公開しておりますので、こちらもご参考にしてみてください→<https://www.youtube.com/watch?v=5V5h-SPRcns> (飯尾)

経営局公式facebookページ「農水省・農業経営者net」

→ <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ 「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

(3つのステップで経営改善！)(農林水産省HP)

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

■ 地域の人と農地の問題を解決しませんか？(パンフレット)

→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/hito_nouchi_booklet.pdf

「農地中間管理機構ホットライン」

電話 03-6744-2151（受付時間 平日9時30分～17時00分）

E-mail kikou@maff.go.jp



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：飯尾、松本

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

